

第4回 坂井市行政改革推進協議会

日 時 平成23年7月6日 14:00～
場 所 坂井市役所 多目的研修集会施設
2F 円卓会議室

次 第

・ 開 会

副市長あいさつ

・ 会 議

1. 行政改革推進協議会会長あいさつ
2. 第3回行政改革推進協議会の質問資料について
 - ・ 超過勤務・時間外手当て及び年次休暇の状況
 - ・ 未活用資産の内訳・実績
3. 【協議事項】
 - ・ 重点項目の一部修正
 - ・ 基本項目の検討
 - 1 最適な行政運営の推進
 - ① 効率的な組織体制の確立
 - ② 職員の適正な配置
 - 2 協働のまちづくり
 - ① 市民協働・参画の推進
 - ② 民間活力の導入
4. その他

・ 閉 会

第二次 坂井市行政改革大綱(案)

協議事項

基本項目	重点項目
1 最適な行政運営の推進	(1) 効率的な組織体制の確立 (2) <small>職員数の適正化</small> 職員の適正な配置
2 協働のまちづくり	(1) 市民協働・参画の推進 (2) 民間活力の導入
3 質の高い行政サービスの提供	(1) <small>職員の意識改革と活性化</small> 市民満足度の向上 (2) <small>人事管理と人材育成</small> 職員の意識改革と活性化
4 持続可能な財政運営	(1) 歳出の合理化 (2) 歳入の確保

1 最適な行政運営の推進

(1) 効率的な組織体制の確立

- ・本庁組織の再編と支所機能の見直し
- ・公共施設の移譲・廃止と統合

(2) 職員の適正な配置

- ・サービスの向上に向けた、職員の適正配置
- ・新たな定員適正化計画の策定

2 協働のまちづくり

(1) 市民協働・参画の推進

- ・公民館運営の合理化
- ・地域リーダーの育成
- ・住民意識の向上
- ・まちづくり協議会の自立(情報発信と交流)

(2) 民間活力の導入

- ・民営化の更なる推進
- ・指定管理者制度の推進

3 質の高いサービスの提供

(1) 市民満足度向上

- ・組織改革と窓口サービスの充実
- ・口座振替の推進とコンビニ収納・クレジット収納の検討
- ・継続的な事務事業の見直し

(2) 職員の意識改革と活性化

- ・市民との協働活動の場への参加
- ・時間外勤務の縮減
- ・行政評価による効果の把握と問題点の認識
- ・人事評価システムの構築

4 持続可能な財政運営

(1) 歳出の合理化

- ・補助金の制度見直し
- ・公営企業の経営健全化
- ・起債発行額の抑制

(2) 歳入の確保

- ・市税の増収の検討
- ・広告収入の検討
- ・未活用資産の売却推進
- ・市税等収納率の向上
- ・受益者負担の適正化
- ・下水道接続促進

概要中基本方針

1、「市民満足度向上」行政サービスの質の向上を目指します。



1、上質な行政サービスの提供で市民満足度向上を目指します。

基本項目

1 最適な行政運営の推進

① 効率的な組織体制の確立

I 組織の見直し

合併後、組織改革により本庁と総合支所のあり方を見直し、市民の窓口サービスや相談サービス機能など地域に密着するものは、支所で継続し、統一して進める分野は、本庁に機能を集約し、一体的に取り組んで来ました。

この第二次行政改革大綱では、市が行うべき事業の増加に対応出来るよう、今後も本庁と支所の整合性を図りながら、地域住民が自らの判断と責任で地域の諸問題に取り組む「地域主権」の考えを前面に、行政需要に柔軟に対応できるスリムな組織づくりを進めます。

II 公共施設の見直し

平成23年度作成の公共施設の実態を明らかにした「公共施設マネジメント白書」により、施設の統廃合・他用途への転用や多機能化など資産の有効活用を図るため、一定の方向づけを行います。

[施設統廃合の方法]

統廃合の検討

- ・ 設置目的や同じ機能を持つ施設について、立地状況や利用率等を勘案し、統廃合を進めます。
- ・ 設置目的が異なる施設でも、利用可能な空きスペースの活用により、施設の複合化・多機能化を進めます。

廃止・転用の検討

- ・ 設置目的が達成された施設、設置意義が薄れた施設、民間施設と競合する施設について、利用率等を勘案し、廃止又は転用を進めます。

移譲の検討

- ・ 地域、団体、指定管理者など実質利用者が限定される施設となっているものについて、利用実態などを勘案し、施設移譲を進めます。

総合支所の組織見直し経緯

H18



H19



H20

H20.7.1～支所長



H21



坂井支所の税務課・産業課を本庁機能に統合

H22



H23



坂井支所の市民課・福祉課を本庁機能に統合

1 最適な行政運営の推進

② 職員の適正な配置

I 職員の適正な配置

組織改革や事務事業の見直しにより、事務事業に優先順位を付け、多様化する市民ニーズに対応出来るよう、必要な部署に適正な配置を行います。

坂井市は、これまでに、行政組織の再編や民営化・指定管理者制度の導入などにより、行政改革大綱の目標を概ね達成出来る状況となりました。

しかしながら、大きな組織の再編がほぼ終了したことや、57施設で指定管理者制度の導入が終わったことから、今までどおりの職員数の減は見込めない状況にあります。

また、坂井市は平成19年度をピークに人口減少へと転じ、今後高齢化による社会保障費の増加や住民サービスの多様化に対応するためには、一定の職員の確保が必要になります。第二次行政改革大綱では、次の3項目を主な柱に職員の適正な配置に取り組みます。

1. 公共サービスの提供手法の転換（民間委託の推進）

「民間でできるものは民間で」という基本原則に基づき、民間活用型に転換します。

2. 支所・本庁の組織体制の見直し

地域主権の考えを基に地域自治区及び総合支所のあり方を検討し、組織の見直しを行います。また、社会環境の変化や業務量の変化に対応し、非常勤職員の活用を図ります。

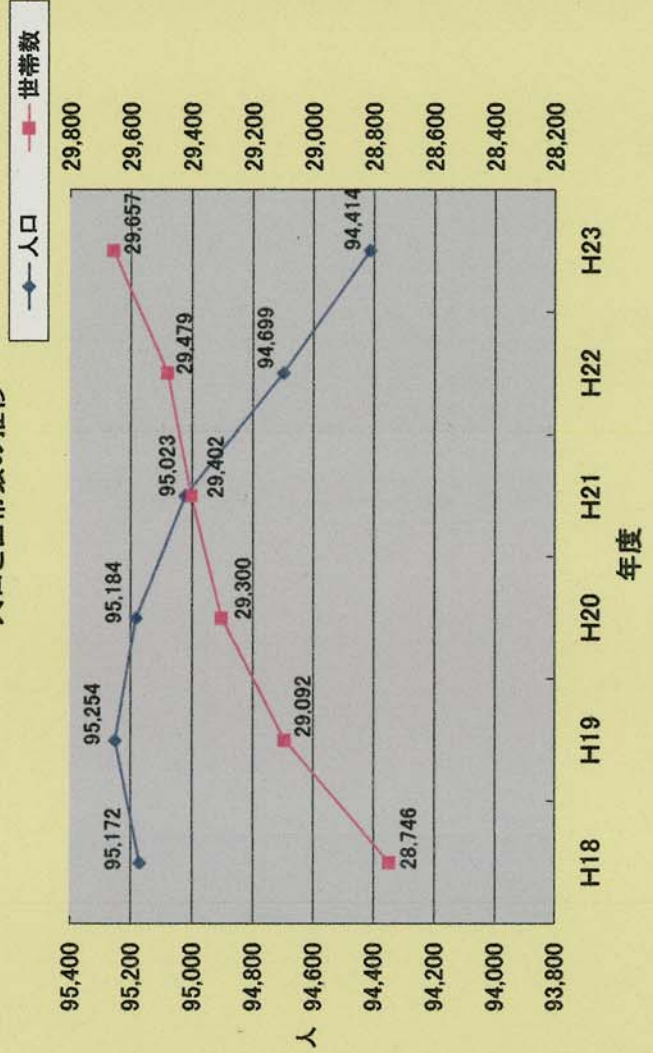
3. 公共施設の統廃合

公共施設の有効活用を図るため、公共施設の統廃合・多機能化などにより、効果的な行政運営を推進し、定員の適正化を図ります。

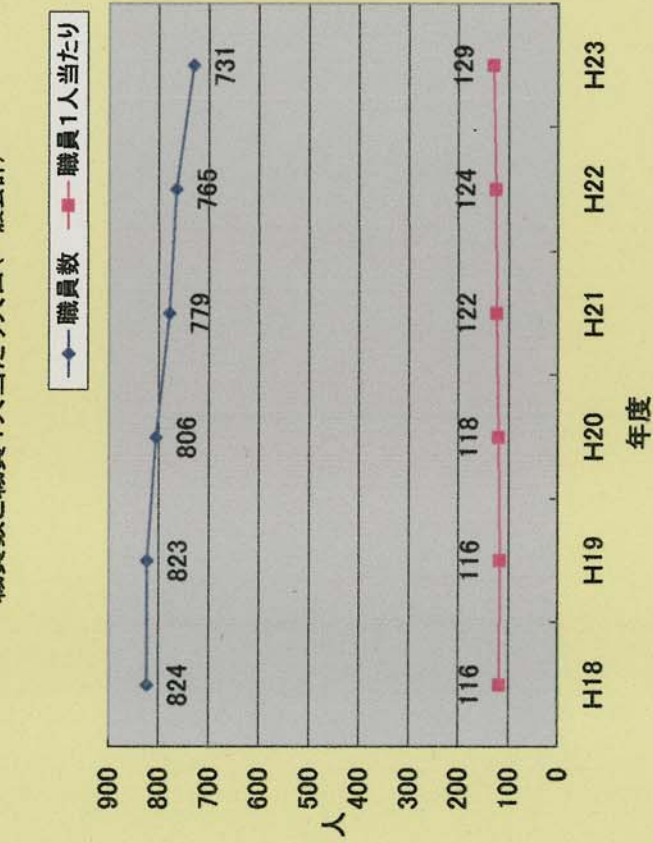
坂井市人口年度比較(毎年4月1日現在 住民基本台帳による) (外国人登録含む)

	平成18年			平成19年			平成20年			平成21年			平成22年			平成23年		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
合計	46,075	49,097	95,172	46,121	49,133	95,254	46,152	49,032	95,184	46,129	48,894	95,023	45,936	48,763	94,699	45,729	48,685	94,414
世帯数			28,746			29,092			29,300			29,402			29,479			29,657
三国町	11,409	12,297	23,706	11,310	12,214	23,524	11,214	12,107	23,321	11,144	12,015	23,159	11,063	11,936	22,999	10,940	11,854	22,794
世帯数			7,398			7,399			7,411			7,436			7,471			7,462
丸岡町	16,178	17,156	33,334	16,217	17,182	33,399	16,263	17,149	33,412	16,245	17,114	33,359	16,203	17,078	33,281	16,126	17,053	33,179
世帯数			10,135			10,254			10,323			10,407			10,444			10,483
春江町	12,046	12,563	24,609	12,161	12,671	24,832	12,257	12,759	25,016	12,319	12,768	25,087	12,246	12,783	25,029	12,235	12,818	25,053
世帯数			7,556			7,738			7,867			7,855			7,837			7,955
坂井町	6,442	7,081	13,523	6,433	7,066	13,499	6,418	7,017	13,435	6,421	6,997	13,418	6,424	6,966	13,390	6,428	6,960	13,388
世帯数			3,657			3,701			3,699			3,704			3,727			3,757
				前年比	人口	82	前年比	人口	-70	前年比	人口	-161	前年比	人口	-324	前年比	人口	-285
					世帯数	346		世帯数	208		世帯数	102		世帯数	77		世帯数	178

人口と世帯数の推移



職員数と職員1人当たり人口(一般会計)



第43表 地方公共団体の集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況について(平成21年8月1日取りまとめ)

○地方公共団体の集中改革プランにおける平成22年4月1日の定員管理の数値目標の状況

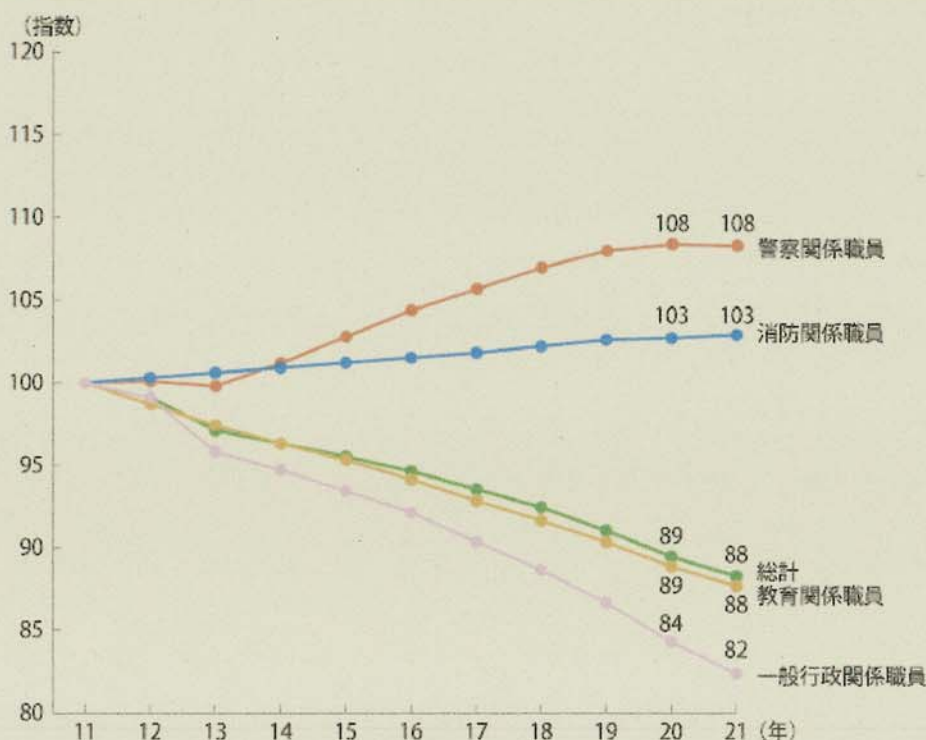
(単位：人、%)

区 分	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	平成17年4月1日～ 22年4月1日 純減数	平成17年4月1日～ 22年4月1日 純減率	(参考) 平成20年8月1日 時点で取りまとめた 純減率
都 道 府 県 (47団体)	1,609,628	1,537,532	△ 72,096	△ 4.5	△ 4.5
一般行政部門等 (38団体)	277,777	244,115	△ 33,662	△ 12.1	△ 12.1
政令指定都市 (18団体)	268,194	242,946	△ 25,248	△ 9.4	△ 8.8
市 区 町 村 (1,780団体)	1,063,605	972,608	△ 90,997	△ 8.6	△ 8.5
合 計	2,941,427	2,753,086	△ 188,341	△ 6.4	△ 6.3

(注) 1 一般行政部門等については、一般行政部門及び公営企業等会計部門における部門の数値目標を把握している団体の合計。
2 合計については、公表している47都道府県、18政令指定都市、1,780市区町村の集計。

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	増減率(%)
坂井市	一般会計	824	823	806	779	765	731	△ 11.3
	その他	194	191	189	186	177	182	△ 6.2
	合計	1,018	1,014	995	965	942	913	△ 10.3

第59図 地方公務員数の推移

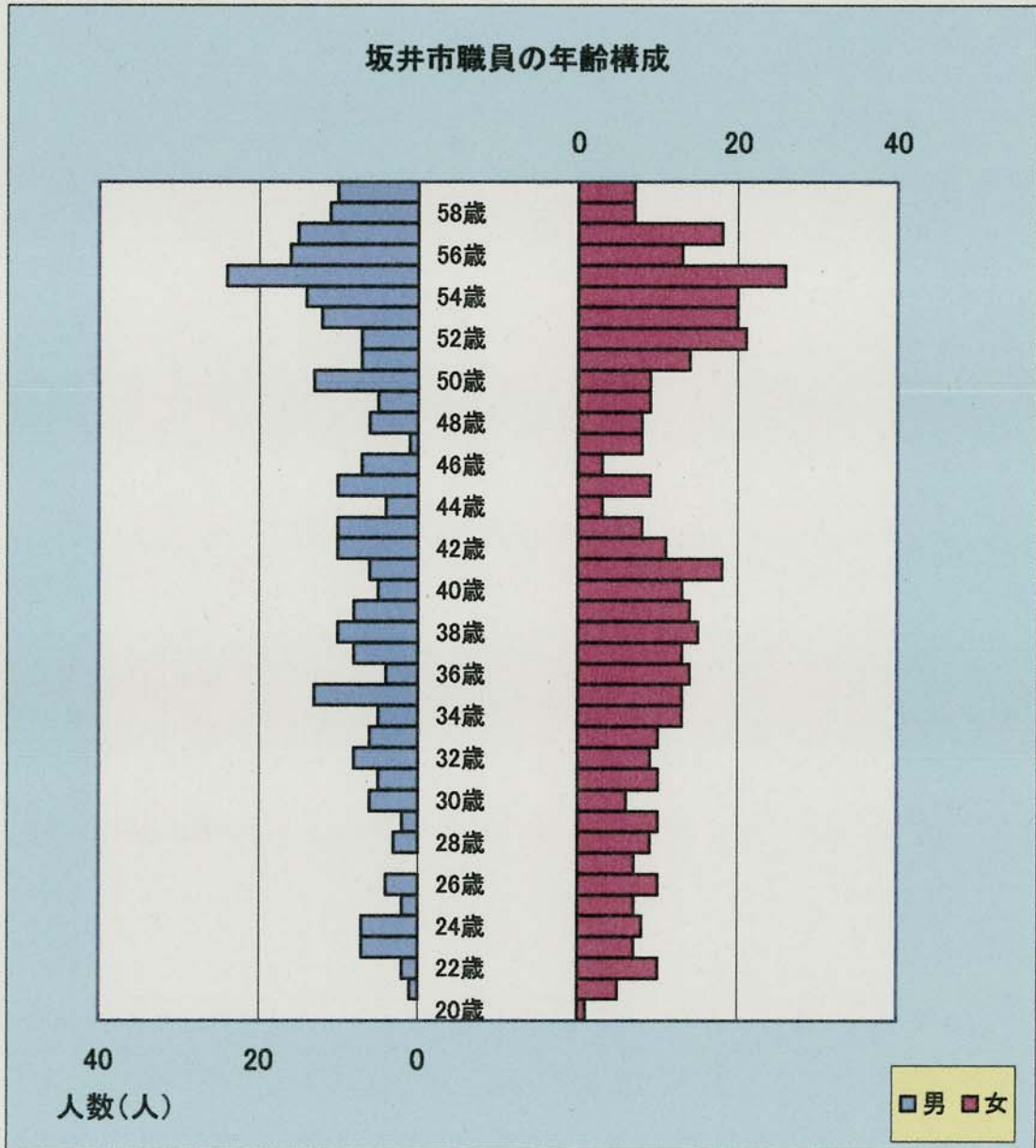


(注) 平成11年4月1日現在の人数を100とした場合の指数である。

坂井市職員の年齢構成

一般会計730人の内訳

(H23.4.1現在)



地域自治区設置市

人口規模=5万~10万

「類似団体別職員数の状況」類型Ⅱ-1による
(全123市 H21.4.1現在職員数)

Ⅱ次・Ⅲ次95%未満
Ⅲ次55%以上

県名	市名	住基人口	普通会計職員		123市中 順位	一般行政職員数		123市中 順位	地域自治区		形式	
			職員数	人口1万人当り		職員数	人口1万人当り		自治区数	設置期限		
滋賀県	近江八幡市	68,316	462	67.63	30	335	49.04	33	1区	2010.3.21	2014.3.31	特例
北海道	石狩市	61,191	436	71.25	45	377	61.61	79	2区	2005.10.1	2015.9.30	特例
福島県	南相馬市	71,999	578	80.28	67	446	61.95	81	3区	2006.1.1	—	一般
宮崎県	日向市	64,499	523	81.09	69	361	55.97	57	1区	2006.2.25	2012.2.24	特例
群馬県	沼田市	53,281	441	82.77	70	334	62.69	82	2区	2005.2.13	2015.3.31	特例
秋田県	能代市	61,416	509	82.88	71	380	61.87	80	1区	2006.3.21	2016.3.31	特例
福井県	坂井市	93,687	779	83.15	73	593	63.30	84	4区	2006.3.20	2016.3.31	特例
千葉県	香取市	85,840	729	84.93	80	565	65.82	91	4区	2006.3.27	—	一般
宮城県	気仙沼市	64,394	548	85.10	81	453	70.35	103	1区	2006.3.31	2016.3.31	特例
岩手県	宮古市	57,912	530	91.52	94	441	76.15	107	3区	2005.9.0	—	一般
新潟県	柏崎市	92,279	861	93.30	98	638	69.14	101	2区	2005.5.1	2015.4.30	特例
宮崎県	日南市	59,835	620	103.62	108	453	75.71	106	2区	2009.3.30	2019.3.29	特例
岐阜県	恵那市	55,230	592	107.19	110	429	77.68	109	5区	2005.1.25	—	一般
秋田県	大仙市	92,224	1,041	112.88	114	825	89.46	119	8区	2007.4.1	—	一般
									8区	2005.3.22	—	一般

2 協働のまちづくり

① 市民協働・参画の推進

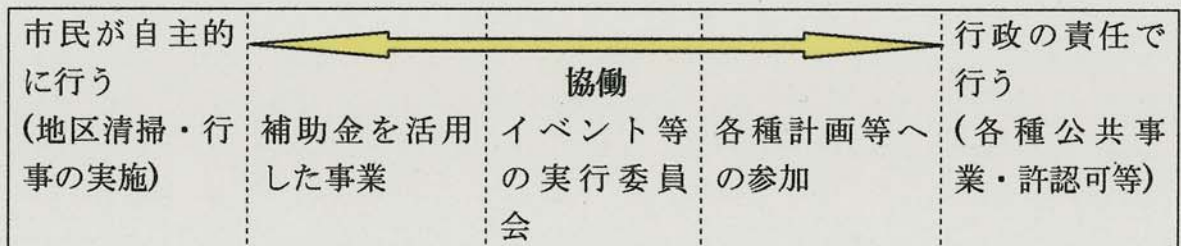
I 市民協働

分権社会への動きが活発になる中で、急激な社会情勢の変化に対応するには、住民に身近な行政主体である地方自治体を中心となり、住民の負担と選択による総合的な行政サービスを提供できる社会に転換していく必要があります。

行政と市民が互いに協力し合い「自分たちのことは自分たちで（自助）」、「自分たちで出来ないことは地域や仲間で（共助）」、「自分たちや地域、仲間、あるいは民間の力では解決できないことは公共で（公助）」を念頭に市民協働・参画の推進が重要となっています。第二次行政改革大綱では、次の3点を重点項目として地域協働社会の充実に取り組みます。

1. 地域主権を推進するため、市民が担った方が効果的なものは市民に委ね、市民と行政が役割分担しながら、市民サービスの多様化、高度化に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。
2. 地域住民が自らの判断と責任において地域の課題に取り組むためには、住民がまちづくりに対して意識を持つことが重要です。地域住民の市民活動への積極的な参加と研修活動による、まちづくり人材の育成を図ります。
3. 公民館を拠点とした、まちづくり協議会を地域協働の拠点と位置づけ、公民館活動と地域のまちづくり活動を一体のものとし、「地域が創るまちづくり」を目指します。

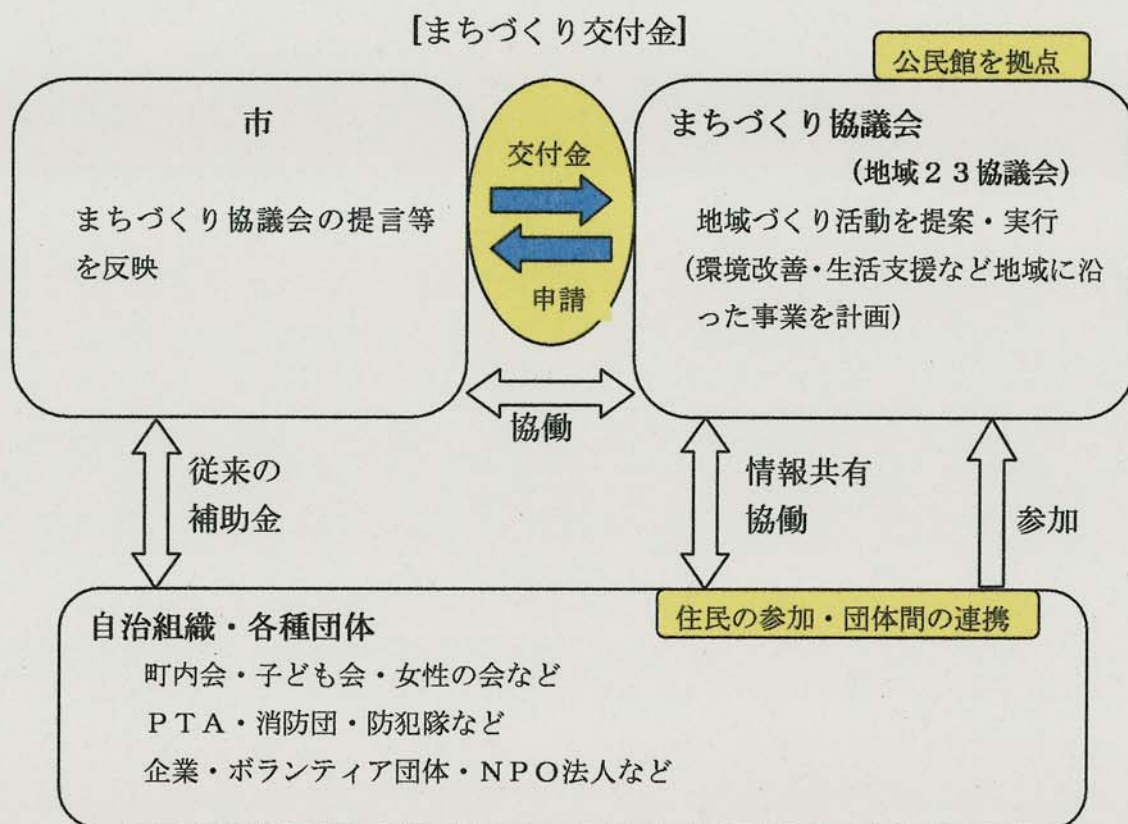
【協働のイメージ】



II 地域活動の発展

1. 多様化する市民のニーズを満足するには、まちづくりを「自ら考え、自ら行う」ことを目指し、市民自らが工夫しそれを実行出来る地域を作るため、まちづくり交付金の積極的活用を行います。
2. まちづくり条例（仮称）を定め、地域の役割を明確にし、自ら創る地域づくりを推進します。また、地域の要望を積極的に市の政策に取り入れます。

【協働のまちづくり事業交付金】



2 協働のまちづくり

② 民間活力の導入

社会情勢や価値観の変化により、市民が求めるものは多様化・高度化しています。子育てや介護の問題など、公共が担う守備範囲は拡大し、公平・平等なサービスの提供では対応出来なくなっています。坂井市が継続的に行政運営を行っていくためには、「民間にできることは民間で」を基本に、公共サービスの見直しを行います。

指定管理者については、現在までに57施設で導入しました。第二次行政改革大綱では、導入した施設について、サービスの質やコストの妥当性などその効果について、モニタリング（調査、確認等）を実施すると共に、継続的な業務改善と事業者のノウハウを生かした自主事業などの展開によりサービスの質の向上を図ります。

また、指定管理者の施設運営状況の公表を通して、透明性の確保に努めます。

民間活力の導入方法

(1) 業務委託

市が行政責任を果たす上で、必要な監督権限を保留した上で、市が行う事務事業の一部（全部）を民間企業や外部団体に委託します。

(2) 指定管理者制度

市が行う公の施設の管理について、市の指定を受けた法人や団体が代行して施設の管理を行います。

(3) 民営化

市が行っている事務事業の全部（一部）の実施主体を民間に移行します。

(4) 施設移譲

地域に根ざした施設等について、その地域や公共的団体が運営した方が、効率的で効果的な場合などに施設を移譲します。

指定管理者導入施設モニタリング制度

- 協定事項の履行確認により適切な管理の確保
- アンケートの実施によるニーズの把握
- 自己評価による継続的運営の見直しと事業の充実



市民のニーズに合った事業展開
効率的な施設運営

